

令和5年度 第2回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 第1回広島県最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年7月31日(月) 15時20分～16時05分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に酒井委員、部会長代理に岡田委員が選出された。</p> <p>2 広島県最低賃金の改正決定について 事務局からの資料説明ののち、労側委員及び使側委員より、最低賃金の改正について、意見表明がなされた。</p> <p>労側委員からは「物価が上昇している。生活水準を維持していくため、賃金は物価上昇にプラスアルファして引き上げる必要がある。経済は回復しつつあり、春闘ではかかってない賃上げがなされた。その成果を労働組合未組織の労働者に波及させたい。現在の最低賃金では生活は苦しく、地域間での賃金格差も大きく、格差解消のためにも、目安額以上の引上げが必要であるが、中小規模事業者が賃上げしやすい環境整備、各種支援策の拡充が必要である。例年どおり、10月1日の発効を目指したい。」との意見が表明された。</p> <p>使側委員からは「ロシアのウクライナへの侵攻の影響が、企業活動に影響を与えている。また、新型コロナが5類へ移行したといえど、感染者が増加している。企業は、各種助成金を使いながら、なんとか頑張っている。そうしたなかでの目安額40円には驚いている。春闘締結は賃上げできる企業の数字であり、賃上げできない企業もたくさんあり、金額審議できない状況であるが、審議に臨みたい。」との意見が表明された。</p> <p>双方とも金額提示はされず、次回の専門部会で引き続き審議することとされた。</p> <p>3 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第2回 専門部会 8月1日(火) 14時00分～ 会 場 広島合同庁舎2号館6階7号会議室 主な議題 広島県最低賃金の改正決定について</p>			